

**平成27年度第2回岡山県障害者施策推進審議会
第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事概要**

1 開催日時：平成27年11月6日（金）10：00～12：00

2 場所：ピュアリティまきび2階 孔雀の間

3 出席委員等名（計22名、敬称略）

綾部小百合、岡野茂一、片岡美佐子、小池将文、徳弘昭博、宮川幸男（代理）、中島洋子、永田恵子、難場誠二、濱田敏子、平松卓雄、福島益子、南真琴、薬師寺明子、武部俊明（代理）、黒住由香理（代理）、大熊学、竹内俊一、須々木敏彦（代理）、山田賢一、片山健、石原秀郎

※欠席委員（計1名、敬称略）

森脇久紀

（議事次第等）

1 開会

2 挨拶（荒木保健福祉部長）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変ご多忙の中、平成27年度第2回岡山県障害者施策推進審議会並びに第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、今年10月に保健福祉部長を拝命した荒木裕人といひます。よろしくお願ひします。委員の皆様方におかれましては、日頃からの保健福祉行政、特に障害福祉施策の推進にご理解とご協立並びにご支援を賜りまして、ありがとうございます。

本日は今年7月の審議会におきましてご承認いただきました岡山県障害者差別解消支援地域協議会の第1回目の会議もあわせてということで、新委員の7名の皆様方にもご出席をいただひています。

ご多忙の中、協議会の委員にご就任いただき誠にありがとうございます。また、審議会については2回目ということですが、前回、策定方針及び骨子案を事務局のほうから説明させていただきましたが、今回は、第3期岡山県障害者計画（仮称）並びに障害者差別解消法に基づく岡山県職員対応要領（仮称）の素案につきまして、ご説明を申し上げまして、委員の皆様方からご意見を伺いたいと考えています。現行の第2期岡山県障害者計画については、平成23年2月に策定されまして、約4年半が経過しましたが、この間に、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行をはじめまして、障害者虐待防止法、あるいは

障害者差別解消法の成立など、障害のある人を取り巻く環境について、法令面での環境も含めて、様々な変化がありました。県では、こうした国の動向をしっかりと踏まえつつ、県内の関係機関や団体等のご意見を伺いながら、共生社会の実現に向けて、各分野でのノーマライゼーションの実現、そして、障害のある人の就労等、社会参画の促進を重点目標とした計画素案を策定したところでございますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

最後になりましたが、引き続き障害者施策の推進につきまして、ご支援ご協力を賜りますことをお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

3 議事概要

(1) 第3期岡山県障害者計画（仮称）の素案について

◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

(資料)

- ・「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）（仮称）」素案の概要
- ・第3期岡山県障害者計画（仮称）素案概要版（案）
- ・第3期岡山県障害者計画（仮称）素案（案）

■委員（小池会長）

障害のある人については2つの大きな計画があつて、障害者基本法に基づく障害者計画は、関係する障害関係の分野、教育から雇用、安心安全など、非常に幅広く様々な項目が入っている。障害者総合支援法に基づく障害福祉計画は、この障害者計画の項目でいうと、専ら「生活支援」などがメインになっている。

障害者計画は、そういったものも含めた計画で、障害のある人が抱える課題に対する対応について、ほぼ全て網羅した計画となっている。

■委員（片岡）

①最近、視覚障害のある人が交通事故に遭うことが新聞などでも、報じられているが、岡山県でも盲導犬を連れた女性が、2～3ヶ月ほど前に交通事故に遭った。音響信号機など最近やかましいということで、音を小さくしたりすることもあるが、音が出ないと視覚障害のある人は困るので、そういった理解を含めての啓発活動をお願いしたい。トラックのバックする音が聞こえなくて、交通事故に遭った例もあるので、岡山県でも、音を消すとか、小さくして聞こえなくなるようなことのないように、啓発していただきたい。

②教育の面であるが、視覚障害のある人のための盲学校が各県に一つずつある。支援学校は数がたくさんあるので、近くから通うことができるかもしれないが、盲学校は岡山県に一つしかない。

例えば、福山に住んでいる方が、岡山の盲学校に通いたいと思っても、県が違うからという理由で、なかなか通うことができないという問題も起きている。広島市にある盲学校に通わなければならなくなることになるが、福山市から広島市まで行くのは、時間もかかるし通学も遠くなる。昔は、福山から岡山の盲学校に来ていたが、最近では、県が違っているいろいろな問題があつて来られないといったこと起きているので、そういったことへの合理的配慮もお願いしたい。岡山県だけの問題ではないかもしれないが、検討していただければと思う。

■委員（小池会長）

他県で、盲導犬を連れた視覚障害のある人が、トラックか何かに交通事故に遭ったことは先日ニュースでも報道されていたが、その対応のために検討会が開かれたり、トラック業界との会合が持たれたということを知っている。岡山県でも、そういう情報を収集したり、検討の状況を踏まえて取組をしていただければと思う。

学校については、私の大学でも福山から来ている学生はたくさんいる。確かに広島市は山口県寄りになるので、距離的には岡山に来る方がずっと近いと思う。そのあたりは、国が関わらないといけないのか、岡山が広島に話をしないといけないのかよくわからないが、ぜひ、障害のある人たちの立場を考えていただけたらと思う。

■委員（片山）

①計画概要版2ページの「障害のある人の現状」だが、精神障害のある人の人数について、いつも問題になるが、手帳所持者しか書かれておらず、これを見ると、一般の人は1万人しかいないと考えると思う。

②計画概要版5ページの「I 啓発・広報・社会参加」の「(2) 様々な啓発・広報活動の推進」の箇所に、「あいサポート運動を紹介していきます」という言葉がある。本運動については認識していただいていると思うが、鳥取県から始まり、障害のある人のサポーターを養成するというもので、今年に入って山口県も始めた。中国地方では岡山県だけがあいサポート運動を実施していない。他に全国で3県程度実施していて、我々としては、中国地方から発信したいという思いがある。障害者差別解消法で、差別をしてはいけないよ

という呼びかけも重要であるが、サポーターを増やしていくというほうが、実際的な呼びかけもしやすいのではないかと思うので、ぜひ、やっていただきたい。紹介というのは少しどうかと思う。

□障害福祉課（鈴木）

①たしかに計画概要版では、手帳所持者の数のみを掲載しているが、計画本編 8 ページを見ていただくと、「障害のある人の現状」の項目に、精神障害のある人の欄に「厚生労働省患者調査（平成23年）」の79,000人を記載している。かなり乖離があり、様々な理由があって手帳を持たれていない人もいると我々も認識している。計画概要版にも患者調査のデータを同様に掲載したい。

②あいサポート運動については、障害者計画の中で、どのような表記をするのか、内部でもいろいろ話があった。今年度から山口県が運動を始めたということも認識している。（中国地方以外の）他県では長野県、奈良県で実施し、埼玉県でも一部実施している。あいサポート運動については、様々な団体の方々から強い要望をいただいているので、岡山県だけが参加していないということにならないように努めたいと考えている。

なお、「あいサポート運動」については、本日配付している「バリアフリー社会のおもいやり」の最後のページの下欄に記載している。基本的な趣旨は、障害のある人の特性を十分に理解していただくということ、優しく対応していただくということと、困っているときは、ちょっとした手助けをしていただくということで、まずはDVDや様々な研修を受けて趣旨等を理解してもらい、あいサポートバッジというものを、サポーターになった方に付けていただく。平成21年度に鳥取県で始まっている。

■委員（綾部）

①先程説明があったように、平成23年度に精神障害のある人が36,000人だったのが、26年度は79,000人に増えていることで、今回の計画はぜひ、こういった精神障害のある人を支援していただく計画にしていきたい。

相談体制について、いつもお願いしているが、身体障害のある人、知的障害のある人と同様に、精神障害のある人についても、相談制度を整備してほしい。各市町村で、実施している自治体もある。まだまだ引きこもっている人等がたくさんいるので、岡山県でもぜひ、身近な相談支援の整備化に向けてご支援いただきたい。

②障害者スポーツとして正式に認められているのはソフトバレーしかない。卓球とフライングディスクはオープン参加である。国が実施している障害者スポーツ大会は別として、岡山県の中では、精神障害のある人が参加することができるスポーツの種類を増やし、参加する機会を与えていただきたい。

障害種間の差別についても、精神障害は特に遅れている。大きいのは、医療費の公費負担であるが、やはり内部障害のある人等たくさんいるので、精神障害のある人が、他科診療を経済的にも無理なくできるようにお願いしたい。障害者差別解消法が施行されるので、3障害の一元化ということをやぜひ岡山県でも検討してほしい。

□健康推進課（兼信）

（精神障害のある人の）相談体制については、家族会にも相談の協力をいただいております。精神保健福祉センター、保健所でも相談を受けているところである。より身近なところでの相談ということで、持ち帰って検討させていただきたい。人材等、クリアしなければならない課題もあるが、持ち帰って検討させていただきたい。

自立支援医療費については非常に要望の強い項目であるが、実施主体である市町村の負担等なかなか難しいということで、慎重に検討すべき課題だと考えている。検討させていただきたい。

■委員（吉川代理）

①私は市町村の自立支援協議会の代表だが、かなりの方々からの相談件数をいただいている。年間1人あたりの相談件数が322件である。しかし、課題として、一定の道筋はつけても、実行性のある手段・対策が講じられない。時間がかかるという非常に困った問題がある。これは地域だけの問題だけでなく、県全体を含めて考慮していく課題だと考える。

②安心安全、交通対策についてだが、私たちの地域でも、公共交通の車のバリアフリー化ということで、車椅子で乗り降りができるものにどんどん変えていっている。ところが、道路管理者にいろいろお願いしないといけないことがある。低床のバスを使っても、スロープの延長が1.6m必要となる。1.6mのスロープが延ばせる場所が必要で、なおかつ、その場所に車が止まっているということは、通行を疎外しているということになる。駐車場を広く確保していればいいが、通常の場合は、道路の一部をふさいでいるということになる。そうすると交通渋滞を招く、事故が発生するといった様々な問題が起きる。従って、バリアフリーというのは形をつくれればいいのではなく、

様々な関連することが出てくるということもあるので、そういう観点で施策を考えていただければ有り難い。

- ③学校に課題がある。中学校1年生の壁というのがある。小学校の時は手厚い保護がある。あるいは、小学校1年生の壁というのもある。幼稚園では手厚い対策が個人個人でなされている。しかし段々規模が大きい所帯になってくると従って、それが抜けてくる。しかも、親は、自分の子どもが例えば発達障害について、親としては認めたくないという意識が非常に強い。こういった壁をどうやって乗り越えるか。そういった課題が生まれてきている。以上、実情をお伝えして、私の意見とさせていただきます。

■委員（難場）

- ①先程、片岡委員からも話があったが、最近、岡山市で、自転車を使用する施策を推進していて、自転車が歩道を走るというのが、割と多く見受けられてきているが、学生など無謀な運転が見られる。今日、他に用事があるので、少し早めに家を出たが、通学時間と重なり、バス停で待っている時に、何度もスピードを出した自転車に横切られた。スピードを出した自転車を多く見かける。ぶつかりそうになったことも度々経験している。学校生活も含めて、自転車だけでなく、車ももちろんだが、安全運転の教育というのもぜひ進めていただきたい。

- ②視覚障害のある方が、バックブザーの音が聞こえないことを言われていた。ハイブリッド車など、最近はとても音が静かな車が多いので、見えていても気付かないことがある。歩道を歩いても気付かないことがあるので、そのあたりは、交通ルールやマナーの教育を推進していただきたい。もちろん、障害のある人だけでなく、高齢者や一般の方も含まれるが、ぜひ進めていただければということ意見を意見として発言させていただく。

□県警察本部警務課（森山）

学校と家庭における自転車問題については、警察においても、学校と家庭での教育を実施しているところであるが、引き続き持ち帰った上で、協議させていただきたい。ハイブリッド車の問題についても持ち帰り協議したい。

■委員（岡野）

- ①地域生活支援がこれからどのような形で進んでいくのかということと、その中での高齢化ということが、会合のあったときに、大きな話題となっている。

数値目標の中で、「障害のある人の地域生活の支援」、「地域生活支援拠点等の整備」という項目がある。この項目は障害福祉計画の中でも重点項目として掲載されていたと思う。

現在、モデル事業が進んでいるということは聞いているが、具体的に、どういう形に進んでいくのかということが、まだよくわからないという話がよく出る。また、計画本文に（地域生活支援拠点について）内容的なことが、ほとんど掲載されていないような気がする。どこかにあったかもしれないが、ざっとしか見ていないので。（計画概要版）3ページの「施策の体系」という中に、かなり具体的な名称なので、この中に入らないのかもしれないが、感觸的には入ってもいいのかなと聞かせてもらった。

- ②教育について。計画概要版の12ページに、説明のあったように、「連続性のある「多様な学びの場」」という言葉があるが、この中で大切なこととして、「個別の教育支援計画の引継ぎ」がある。数値目標を見ると、（現状は）かなり低いパーセントの数字があがっていると思う。本当に大事なことなので、パーセントを上げていくということを、これから進めていただきたい。

□障害福祉課（鈴木）

- ①まず1点目の地域生活支援拠点の質問だが、実際に障害者計画本文の中では54ページの上のほうに地域生活支援拠点等の整備ということで、障害福祉計画の記載内容とだいたい同じ内容で記載させていただいている。ただ、具体的には、その後、進展が見えていないという状況がある。

岡野委員からも話があったように、今年度、国が（地域生活支援拠点整備のための）モデル事業を実施している。全国で、都道府県で実施しているところはないが、10市区、中には東京都の大田区などが含まれ実施しているが、モデル事業とはいいながら、なかなか予算等の事情などで、現時点において、その成果がどうなっていくのが、明らかになっていないのが現状である。中国地方で唯一実施している宇部市に状況を確認したが、方向性自体はまだ宇部市では決まっていないという状況である。当面は今年度、障害のある方、関係団体にアンケートを実施して、ニーズと課題の分析をした上、どういった支援が必要かということ、検討していきたいという状況とのことである。ただ、宇部市では平成28年度末までには、この拠点の整備を進めていきたいという大まかな方向性だけは決まっているというぐらいの状況である。なかなかこの国のモデル事業が順調に進捗していないというところがあり、現在の状況としては以上である。

□教育庁特別支援教育課（金島）

②個別の教育支援計画を作成している割合（計画概要版25ページの数値目標）であるが、100%という目標に対して、現状は10%代、20%代という非常に低い数字である。この背景には、先程、宮川委員からも話があったが、保護者が同意できない等、原因としてはあるが、やはり、なかなか多忙のために、十分作れていないという現状があることも認識している。支援計画、指導計画という様々な様式があるが、できるだけシンプルにするような形で、昨年度新たに様式等も提示して、学校に徹底を呼びかけているところである。これは県教育委員会としても非常に大きな課題だと認識しているので、今日のご意見をもとに更に進めていきたいと考えている。

■委員（中島）

①子どもへの支援が随分よくなってきたと思うが、特別支援教育がカバーできるのは、高等部までで、しかも療育手帳あるいは身体障害者手帳を持っていないと高等教育は受けられない。つまり発達障害で知的にボーダーライン以上の人たちは、特別な支援教育というのが受けられない。そういう学校がない。これは教育基本法の問題だと思うが、そして少子化の中で、学校がどんどん統廃合されてきて、身近なところに通常の高校に行けるというチャンスが少なくなってきた。そして発達障害などで、高校生くらいの年齢になると、普通科の教育課程というのがすぐわなくなってくる。あちこち探して（高校に）行くが、でも、通常の普通科を卒業したからといって、生活していけるようなスキルの獲得には至らないという現状がある。

東京や横浜市、川崎市等が、IQ値が90以下であれば、療育手帳を出してもいいといった運用をして、特別支援学校に通えるという特別な措置をつくっている。岡山では70を越えると、就労につながるような学校に行けないという現状がある。私立の学校の場合は、高いお金を出していくことになる。就労につながるような技術系の高校を県として充実していただければ、後々、スキルが身について、就労に繋がるような人が増えるのではないかと思う。そのあたりについてどのように考えているのか伺いたい。

②子育てしていく中で、スムーズに学校教育に順応していく子どももいるが、順応できない子どもたちもいる。家庭の問題もあつたり、不登校になってしまつたりして、でもそれをそのまま放って置くわけにはいかないわけで、なんとか技術も身につけ学校に通って、社会的な行動が身につくように努めないといけないが、そこで立ち往生してしまう。

例えば、寄宿制の学校というのがもう少しあつてもいいのではないかと思

う。民間の寄宿性の学校などあるが、義務教育であるにも関わらず、非常に授業料が高く、親御さんが通わせることができない。そういったことに助成していただけるような制度があればと思う。

- ③計画概要版24ページの数値目標「福祉型障害児入所支援」入所者数を見ると、現状140人／月に対して、目標が134人／月となっていて定員が減っている。また、親御さんが子育ての途中でストレスを非常に強く感じて、うつになったりしたときに、レスパイトすることができれば、また元気になってということができると思う。子育てが困難な状況にある知的の障害のあるお子さんのある家庭で、レスパイトがあればいいと思うがいかがか。

□教育庁特別支援教育課（金島）

- ①一つめの質問について、技術系の工業高校等のことでしょうか。

→委員（中島）

もっと基本的な職業訓練があればと思う。現状は定員が少なく選べるコースが少ない。

高等学校の教育を考える県教育委員会の組織があるが、数年前まで高等学校において、特別支援教育の話題が出ることはなかったのが現状だった。しかし、高等学校の中でも大きな問題となっていて、先程の発達障害の話もあったが、数値も伸びている状況である。この問題をどういったところで受け入れたらいいのかということについては、高等学校の会議の中でも、一つの柱と位置づけて現在協議をしているところである。様々な分野からそうしたご意見をいただいている。今日いただいたご意見についても是非とも伝えてまいりたいと思う。

- ②また、私学で寄宿舎のある小中学校で、立ち直るケースも多々聞いている。今のところ、助成ということについては、一般的な私学助成は学校に対してはあるが、積極的に保護者への助成ということについては、国のルールに基づいて実施していくので、現在、積極的な回答ができない状況だが、この問題については、発達障害の問題と非常に大きく関係するので、関係課にも伝えていきたいと考えている。

□障害福祉課（鈴木）

- ③3つ目の短期入所、いわゆるレスパイト事業という話があったかと思う。実際、「福祉型障害児入所支援」入所者数の目標値が、現状140から134に減っているというのは、（この数値が）昨年度策定した障害福祉計画が基礎

になっていて、この障害福祉計画では、基本的に市町村からの数値の積み上げで最終的に算出しているためである。ただ、障害のあるお子さんへの対応、支援が重要とのことで、昨年度、障害福祉計画の中にも、新たに「障害児への支援等」という項目を設け、障害児の方への通所支援、入所支援といったことは、サービスとして、少しずつ充実していつている状況ではあると考えている。

ただ、短期入所ということについて、十分支援が出来ているかということになると、なかなか難しいところがある。昨年度から、重症心身障害児者の方の短期入所事業を県として新たに始め、医療学的なサービスを提供できる短期入所事業所が8つだったのが、現在14～15程に増えている状況である。そうした事業の進捗状況あるいは進め方なども参考にしながら、お子さんへの短期入所の事業をどういった形で進めていけばよいのか、もう少し検討させていただければと考えている。

■委員（石原）

①計画の対象（となる障害のある人）が手帳ありきなのかなと感じた。様々な法制度も手帳ありきでスタートしている。でも実際はそうではない。発達障害については精神障害に含まれているが、括弧書きの状態である。手帳を持ちたくないという人もいる。計画本編の25ページのところに、「発達障害は、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。」と記載されているが、いかがなものかと思う。これは、診断ができないのではなく、把握する手法が決まっていないということだと思う。発達障害について、手帳のところを工夫して、青色手帳に名称を変えるとか、岡山県内でもできることはあるのではないかと思う。この話はまたできればと思う。

②障害保健福祉圏域について、今までの「サブ圏域」を「圏域」に格上げするということは、非常に有り難いことである。ただ、線を引いてしまうと、先程の福山の話のように、「あっちの話はあっちの話よ」というように、境界付近に住んでいる人たちの利便性が損なわれるようなことがないように、臨機応変に運用していただければ有り難い。あと、圏域を分けた場合に情報の共有にも努めていただきたい。これは自立支援協議会についても言えることだと思う。

③今回の障害者計画では、数値目標をたくさん作ってくれた。県の部局を横断的にまとめ、施策を進めていただき本当に有り難いことだと思う。今後は、5年という期間という中で、進捗管理を県の各部署でしていただきたい。たくさん作っていただき、その要として障害福祉課の皆様には有り難く思う。

また、今回の計画の中で、発達障害のことについて、たくさん盛り込んでいただいていると思う。

(2) 岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（仮称）の素案について

◇障害福祉課

以下資料に基づき説明

- ・ 障害者差別解消法の施行に向けた岡山県の取組状況
- ・ 障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（案）
※別紙留意事項含む

■委員（小池会長）

障害者差別解消法に基づく県職員に対する対応要領ということだが、何が合理的な配慮かという事については、その地域や時代等によって異なり、なかなか一義的に作れるものではないと思う。最近、個人情報保護の問題やセクハラでもそうだが、「こうなるとセクハラになる」とか、「この場合に個人情報を漏らしたことになる」とか非常に判断が難しい状況というのが結構出ている。合理的配慮についても、これが合理的配慮に欠けていたのかどうかということを実体的に判断するのは、なかなか難しいケースが出てくると思う。これは、実際に適用して、判断していき、その中で事例を積み重ねる以外に方法はないと思う。

■委員（難場）

私が言いたかったことは先程、鈴木課長が言ってくれた。合理的配慮をお願いするときに、どこまでお願いしたらいいのかというのはよくある話である。特に、こういった対応要領のようなものを作成したときに、具体例を入れると、これしかないとか、そういったことに成りかねないことがよくあるが、そのあたりを質問しようとしたら、先程の説明で建設的対話という話をいただいた。

障害のある人も、無理難題を押しつけようとするわけではない。配慮をお願いしたときに、これは無理だよと。例えば、1回しか来ないのに、スロープをコンクリートで作ってほしいといったことは無理難題だと理解しているが、段差があるところに板を置いていただいたり、「これはできませんよ」という理由をきちんと説明していただいたりして、納得できるような建設的対話ができればいいのではないかと思います。

例えば、具体例として、事前に送っていただいた本日の審議会の資料だが、プリントが140枚程度あった。今日、自分で持ってくることは難しいので、

約1時間かけてデジタルデータにしてパソコンに取り込んだ。一つの具体例として、そういった資料をデジタルデータにして送っていただくというのは合理的配慮になるのだろうか。

また、障害者計画本編の中で、たぶん元データがカラーだったせいか、見づらいグラフが多かった。ちゃんと見えるようなデータにしてもらうのは、合理的配慮になるのかどうか。

□障害福祉課（鈴木）

資料のデジタルデータやグラフが合理的配慮にあたるかどうかということだが、即答するというのは難しい部分があると思う。基本的な考え方として、本日は障害者施策について審議する場面である。なおかつ難場委員は障害者施策推進審議会の委員である。データがテキストという形であれば、来週から開始するパブコメでは、テキストデータも掲載させていただこうと考えている。こういったことをテキストデータ化して難場委員に届けることは、負担が過重とまでは言えないのかなとも思う。更に、グラフ等の見やすさについても、（県側で）努力すれば見やすくなるということであれば、それも過重ではないのかなと私は思う。資料等が見やすくなり審議するにあたり支障がないようにするのは、社会的障壁を取り除くという一つの場面かと思うので、県として努めてまいりたい。

■委員（平松）

①この対応要領は、知事部局の対応要領ということだが、教育庁や警察本部はどのように進めていくのか。

②対応要領第2条の3行に、「障害のある人（括弧・・・）でない者」となっているが、どういう意味か読みづらい。これは、こういった表現なのか。

□障害福祉課（鈴木）

①最初に話のあった教育庁や警察本部での対応要領策定についての今後の方向性であるが、本日お示した知事部局で作成した対応要領に基づいて、これを踏まえて、教育庁や警察本部において策定している段階である。

②2点目だが、これは、最初に申し上げればよかったのだが、この（県職員）対応要領自体が、国（内閣府、厚生労働省等）で作成した対応要領を基本としている。国では「障害者」となっている一方、岡山県では伝統的に「障害のある人」という表現にしている。国の対応要領では「障害者（括弧・・・）でない者」となっており、これに県の表現を挿入したのがこの対応要領案である。

国の対応要領では、あまり読みづらさを感じなかったわけだが、岡山県の表現である「障害のある人」を挿入して、「障害のある人（括弧・・・）でない者」とすることによって、読みづらさを感じる人もいないかとも、我々の中でも思っていて、この審議会や関係団体からご意見をいただく中で、修正が必要であれば表現を修正していこうと考えている。例えば、平松委員のほうで、ご意見等があれば教えていただきたい。

■委員（石原）

今回、パブリックコメントにかけるとのことなのか。

□障害福祉課（鈴木）

県にはパブリックコメントの実施要綱があり、県の基本的な計画、例えば、今回の障害者計画や、生き生きプランなどについて、パブリックコメントをかけることとなっている。この対応要領は県職員に対する要領ということなので、パブリックコメントの対象にはなっていないが、障害のある人に関する話なので、障害者計画と併せて、この対応要領についても、関係団体の方々に様々なご意見を伺いたいと考えている。

■委員（石原）

わかった。別紙・留意事項についてだが、例えば「第2 正当な理由の判断の視点」の最後に「ことが望ましい。」という表現があり、他にも同じ言葉があるが、この「ことが望ましい」という言葉は削除していただきたい。

□障害福祉課（鈴木）

検討させていただく。

■委員（山田）

対応要領第3条に「負担が過重でないときは」というフレーズある。これは、基本的に合理的配慮をするという前提での言葉と思うが、対応要領別紙の「留意事項」の3ページ「第5 過重な負担の基本的な考え方」を見ると、その要素として、「事務又は事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」「費用・負担の程度」、さらには「財政・財務状況」等とあり、すぐには判断できないと思う。これは、（障害のある人から）要望があつてから1年くらい待ってもらってもいいという意味でしょうか。

□障害福祉課（鈴木）

要望の中身にもよると思う。例えば、(対応要領の) 具体例の中にもあるように、高いところにあるものを取って渡してあげるようなことは、すぐに出来ると思う。ただ、要望があつて、時間が必要なものもあり、やはり、個々具体的に判断するという事になると思う。

■委員（山田）

これは知事部局の対応要領なので、職員の中に知事は入るのか。

□障害福祉課（鈴木）

当然、入ってくると考えている。

※その後、国の対応要領における見解を内閣府に確認したところ、大臣と一般職員は扱いが異なるとのことであり、本県においても、知事は一般職員に含まれないものとする。

■委員（山田）

そうすると、先程の難場委員の質問のときに、課長は「それは（合理的配慮として）いいと思う」と言われたが、レベルレベルで、いわゆる一般職員が判断できないと思う。「負担が過重でないときは」という言葉を削除して、先程の方には怒られるかもしれないが、そもそも、「提供しなければならない」を「努める」とすればいいのではないかと思うが、そうすると、法律違反になるのか。

□障害福祉課（鈴木）

最初に話したように、合理的配慮の基本的考え方が、「障害者基本法」あるいは「障害者差別解消法」の中で「負担が過重でないとき」という言葉が法律の中ではっきりと書かれている。これら法律の基になる障害者権利条約の中でも書かれている。従って、これを外すというのは難しい。

■委員（山田）

あつてもいいが、(別紙「留意事項」の3ページの「第5 過重な負担の基本的な考え方」は、誰も判断できない。例えば、その後のページにあるような、個別の例示、これはわかりやすいと思う。一方で、この「第5 過重な負担の基本的な考え方」にあるような、「事務・事業規模」「財政・財務状況」といったものでは、誰も判断しないと思う。過重な負担の基本的な考え方は、あつてもいいと思うが、もう少し解説などをわかりやすくしていただかないと無理だと思ふ。

■委員（小池会長）

基本となる障害者権利条例ではそのようになっていて、これは罰則があつて、改善命令があるといったものではない。例えば、段差があつたときに、簡易なスロープをかけるというだけでなく、エレベータを設置するとなると莫大な予算がかかるといったようなことがある。これは、なかなか判断が難しい。一義的に、これは違法、これは過重になるといった判断を、全て事前に示すのは、おそらく無理である。個々のケースで判断していくしかなく、これから判例とか事例の中で検討して、積み重ねていっていきしかないと思う。今の時点で、事例やものさしを示しても、それで全員がわかりやすいものになるかどうかと思う。私自身にとっても、こうした法体系は今まで無いと思うので、事例を積み重ねていく以外にないと思う。

■委員（平松）

障害者計画概要版2ページの「障害のある人の定義」について、この箇所を読む限り「難病」という言葉がない。これは記載されている「その他の心身の機能の障害がある人」の中に難病のある人も含まれるのだと思うが、注記があつたほうがわかりやすいと思う。

■委員（薬師寺）

障害者計画本編と一緒に概要版も配るのであれば、障害者計画本編に入っている「社会的障壁」を、概要版にも入れていただきたい。

■委員（小池会長）

障害について「障害」とするのか、「障がい」とするのか、様々な議論があるが、法律上、「障害者」で漢字となっている。議論はあるが決着はしていない。そういった中で、岡山県では「障害のある人、ない人」としている。こうした中で、国の示した要綱を置き換えただけでは上手くいかない場面も出てくるのではないかとも思う。時間が来たので、本日の会議は終了する。